

# 官民競争入札等監理委員会 徴収分科会

## ヒアリング資料

平成19年10月22日  
文部科学省

## 国立大学病院における医療費未収金の督促業務について

### 1. 制度・業務の現状

#### 業務の目的・概要及び具体的実施方法等

各大学毎に業務の流れが異なるため、東京大学及び滋賀医科大学の例を参照  
(資料 - 1、資料 - 1)

#### 業務実施に当たっての全体組織体系

各大学毎に実施体制が異なるため、東京大学及び滋賀医科大学の例を参照  
(資料 - 2、資料 - 2)

#### 業務量に関する指標の実績

資料 - 2 参照

#### 業務の実施を規制する現行法令及び関連条項並びに規制の概要

現行において、当該業務について、国立大学法人の職員でなければできないとする論拠となる規制はない。

### 2. 外部資源の活用状況

#### 外部委託の実施状況

##### ア：債権回収業者

平成17年度・・・2大学(附属病院を有する国立大学は42大学)

平成18年度・・・9大学

平成19年度・・・12大学

##### イ：法律事務所

平成19年度・・・2大学

##### ウ：契約(顧問)弁護士

平成18年度・・・2大学

平成19年度・・・5大学

## 委託業務の内容

### ア：債権回収業者

1年以上を経過した債権のうち、住所不定者や支払い拒否者に係る債権など、外部委託を可能と判断した債権で、生活困窮者の債権は委託対象外

### イ：法律事務所

3年を経過した債権のうち、支払い拒否者、住所不定者及び死亡者に係る債権

### ウ：契約弁護士

一定期間を経過した債権について、弁護士名で督促状を送付

## 債権回収実績等

資料 - 3 参照

## 3. 業務の廃止又は公共サービス改革法に基づく官民競争入札等の対象とすることについての所見及び措置の概要

国立大学法人の制度設計や公共サービス改革法案の国会附帯決議等を踏まえ、債権回収業者に対する外部委託の実施を含め、業務の具体的実施方法は、各法人が主体的に判断すべきものである。

国立大学附属病院の未収金督促業務については、平成17年度に2大学が債権回収業者に外部委託を開始し、現在12大学が債権回収業者に外部委託を実施している。また、今年度から2大学が法律事務所に外部委託するなど、42大学中14大学が外部委託を実施済みであるとともに、一部重複もあるが、5大学が契約弁護士を活用した督促状の送付を実施しているなど、未収金の回収に努めている。

今回のヒアリングに先立ち、各大学に外部委託の検討状況について調査したところ、既に実施している14大学のほか、16大学が検討を行っており、外部委託そのものに対する抵抗感は少ないものと理解している。

検討中の大学も含め、外部委託を実施していない大学が最も懸念していることは、債権回収業者の有用性に関するものが多く、特に、生活困窮者に対する督促については、外部委託を実施している大学においても対象外としていることから慎重に扱う必要があり、委託可能債権の判断は大学が主体的に行う必要がある。

現在検討を進めている大学の中には、債権回収業者と具体的な内容等を詰めているところもあり、また、弁護士や法律事務所を活用も含め、当該大学にとって最も有効な方法をとるべきものと考えている。

また、未収金の督促業務は大学職員が本務として行うことが基本であるとともに、未収金発生の抑制を図ることも重要であり、現在全ての大学でクレジットカードでの払いを可能とするなどの工夫も行っている。

債権回収業者に対しては、大学に対し積極的に営業活動を行っていただきたい。

平成19年10月22日

## 未収附属病院収入の各年度末における管理状況について(総表)

(単位:千円)

区 分		16年度	17年度	18年度
A	年度末未収金額	116,674,244	122,203,180	123,007,144
B	うち支払基金等債務額	101,255,034	105,772,472	105,624,640
C	個人負担分未収金額(A - B)	15,419,210	16,430,708	17,382,504
D	うち分割納付中等	3,995,367	5,007,310	4,818,628
E	改 未収金額(C - D)	11,423,843	11,423,398	12,563,876
G	うち未収後3月以内	6,476,029	6,052,464	6,720,150
H	うち未収後3月以上6月未満	593,718	723,149	779,665
I	うち未収後6月以上1年未満	1,401,952	1,331,682	1,278,832
J	うち未収後1年以上2年未満	1,151,252	1,103,865	1,152,721
K	うち未収後2年以上3年未満	792,058	920,602	835,727
L	うち未収後3年以上	1,008,834	1,291,636	1,796,781

金額は、今後変更が有りうる。

平成19年10月22日

## 未収金回収委託状況について

## 債権回収業者に対する委託状況

(単位 :千円)

年度	大学数	未収後1年以上経過 した未収金額	回収委託額	回収委託率	回収額	回収率	回収委託 人数	回収人数	回収率
		A	B	B/A	C	C/B	D	E	E/D
平成17年度	2大学	101,617	33,447	32.91%	2,246	6.72%	237	18	7.59%
平成18年度	9大学	666,085	118,366	17.77%	9,317	7.87%	1,582	241	15.23%
平成19年度 ( )	12大学	1,085,957	196,472	18.09%	4,648	2.37%	2,100	166	7.90%

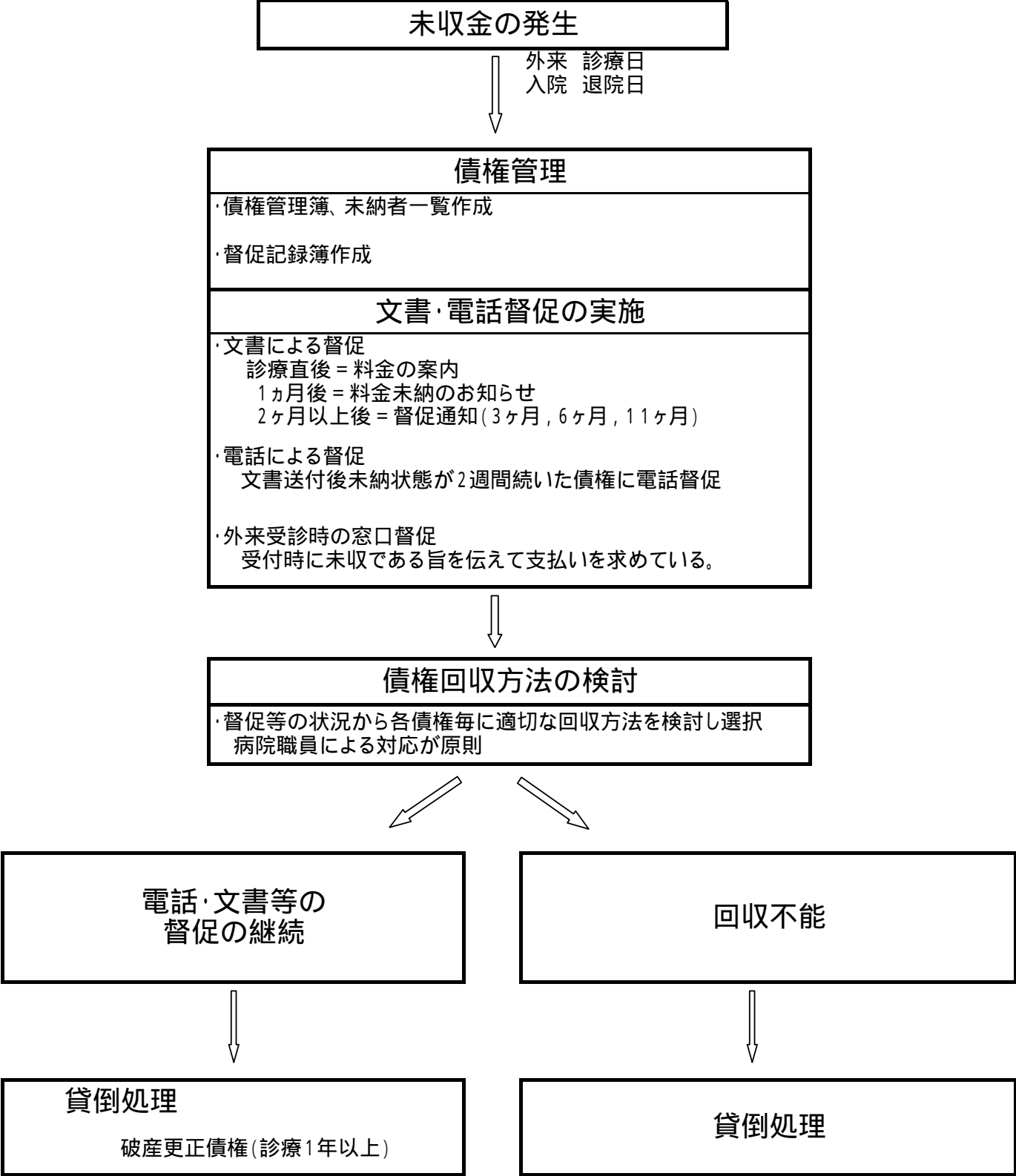
## 法律事務所に対する委託状況

(単位 :千円)

年度	大学数	未収後1年以上経過 した未収金額	回収委託額	回収委託率	回収額	回収率	回収委託人数	回収人数	回収率
		A	B	B/A	C	C/B	D	E	E/D
平成19年度 ( )	2大学	199,233	5,789	2.91%	205	3.54%	52	20	38.46%

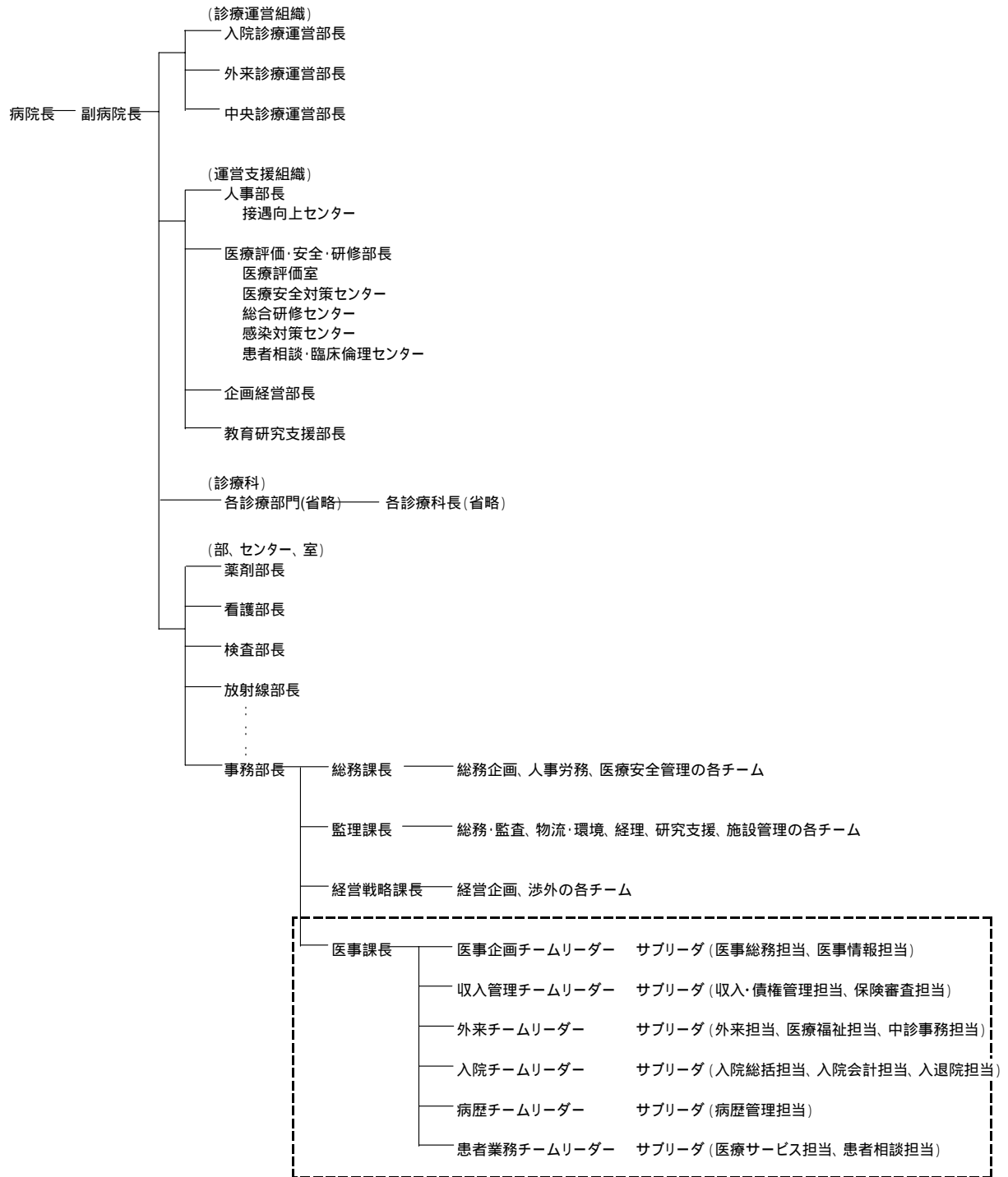
( )平成19年度については、9月末現在の状況である

### 東大病院における債権回収の主な流れ



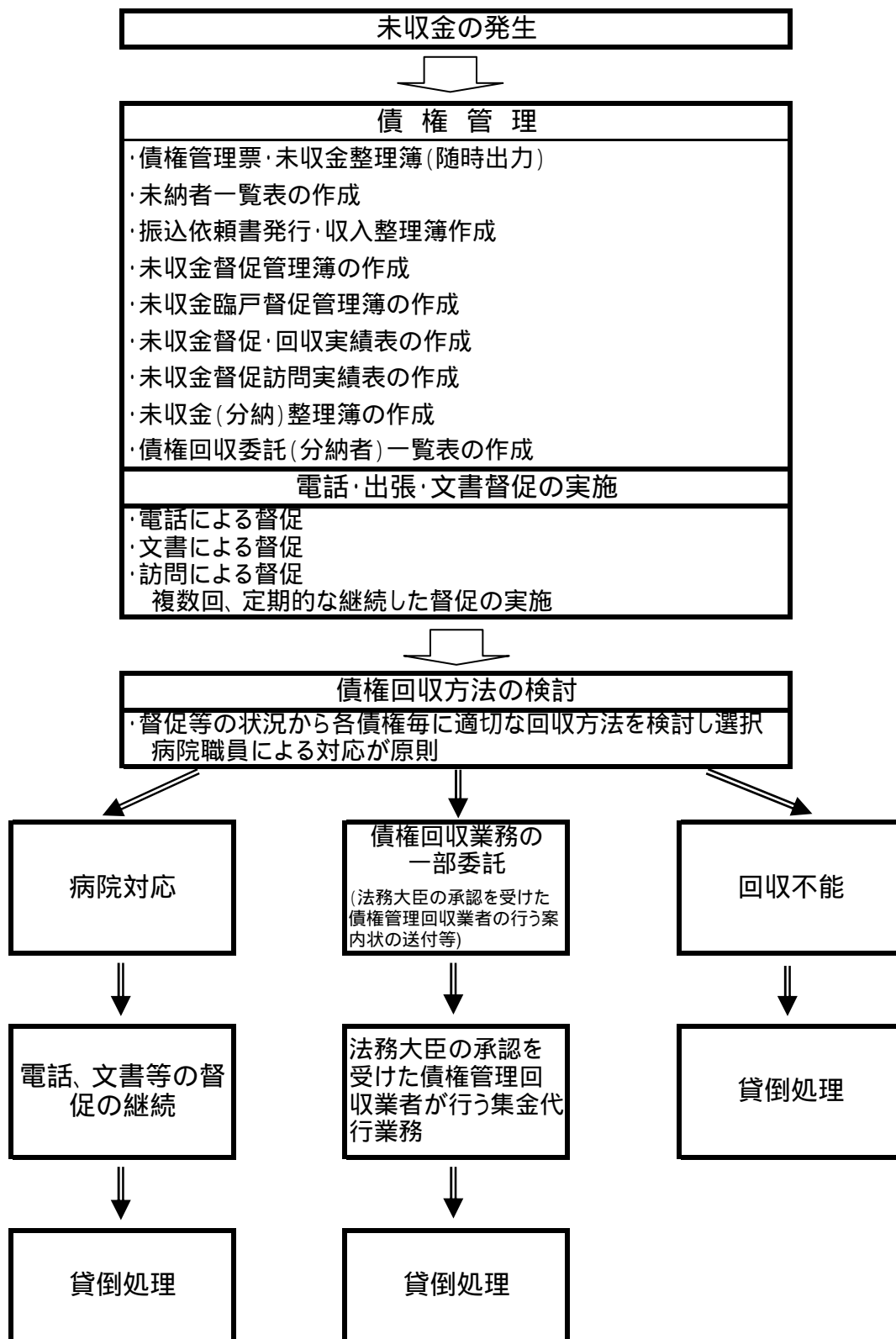
法的措置の実施を検討中  
回収不能は、自己破産宣告を受けた者

東京大学医学部附属病院 組織図



# 滋賀医科大学医学部附属病院における債権回収の主な流れ

滋賀医科大学



法的措置(支払督促、少額訴訟等)については、未実施である。



# 滋賀医科大学 平成19年4月1日

